

ライター・スプレー缶・リチウムイオン電池はパッカー車やごみ処理場での火災の原因となります！正しく分別してください！

<ライターの捨て方>

- ①風通しの良い屋外で、火の気が無いことを確認します。
- ②操作レバーを押し下げ、火がついた場合は吹き消します。
- ③輪ゴムや粘着テープで操作レバーを押し下げたまま固定します。
- ④ガスが抜ける音が聞こえなくなり、火が着かなくなればガス抜き完了です。
- ⑤燃やせないごみ袋の口にポリ袋などを縛り付け、その中にライターを入れて燃やせないごみとして出してください。ポリ袋にはマジックなどで「ライター」と記載してください。

捨て方のイメージ▶



<スプレー缶の捨て方>

- ①風通しの良い屋外で、火の気が無いことを確認します。
- ②ガス抜きキャップなどを用いてガスを抜いてください。
- ③ガスが抜ける音がしなくなればガス抜き完了です。
- ④ガス抜きが完了したスプレー缶は**資源ごみのカン類**として出してください。



◀ガス抜きの例

<リチウムイオン電池の捨て方>

リチウムイオン電池は拠点回収を行っています。下段「拠点回収場所」を参考に、お持ち込みください。またリチウムイオン電池を使用している製品で取り外しができないものも同様に回収していますので、お気軽にお持ちください。



◀こちらのマークが目印です

自動車・バイク用の タイヤの捨て方

タイヤはクリーンプラザ中濃で処理することができないため市では回収していません。購入店などが、タイヤ処理の許可を持っている**東建テクロード(株)**(TEL:22-2601)へお問い合わせください。

消火器の捨て方

消火器は(株)消火器リサイクル推進センターがリサイクルを行っています。
詳しくは**(株)消火器リサイクル推進センター**(TEL:03-5829-6773)までお問い合わせいただくか、**HP**(<http://www.ferpc.jp/>)をご確認ください。

★拠点回収場所

使用済小型家電・乾電池・蛍光灯・ インクカートリッジの回収

- ・環境課(関市役所)・西部支所
- ・板取事務所・洞戸事務所・武芸川事務所
- ・武儀事務所・上之保事務所

インクカートリッジのみの回収

- ・学習情報館(わかくさ・プラザ)
- ・板取ふれあいセンター
- ・洞戸ふれあいセンター
- ・武芸川生涯学習センター
- ・武儀生涯学習センター
- ・上之保生涯学習センター

■収集運搬許可業者一覧

ごみの収集運搬は許可を持っている業者しか行うことができません。家から出るごみの収集運搬を依頼される場合は以下の業者へご依頼ください。また、それぞれ許可地域などが異なりますのでご注意ください。

<関地域>

- 南関環境サービス(0575-22-3183)
- 中央清掃(株)(058-327-1144)
- ★(株)中濃クリーンコンサルタント(0575-27-2077)
- ★(株)橋本(0574-63-1111)

<板取地域>

- 美濃設備(株)(0575-33-0537)

<洞戸地域>

- ★(株)中濃クリーンコンサルタント(0575-27-2077)

<武芸川地域>

- ★(株)中濃クリーンコンサルタント(0575-27-2077)
- ★(株)橋本(0574-63-1111)

<武儀地域>

- 美濃設備(株)(0575-33-0537)

<上之保地域>

- 美濃設備(株)(0575-33-0537)

板取・武儀・上之保地域で大量のごみを処分したい場合は関市環境課までお問い合わせください。

●:リサイクル家電の収集運搬許可

★:リサイクル家電・引っ越しなどの大量ごみ両方の収集運搬許可

★ごみ分別アプリについて

ごみ分別帳はごみ分別アプリ「さんあ〜る」でもご覧いただけます。本紙より多くの品目について捨て方を載せておりますのでぜひ、ご利用ください。下記QRコードからダウンロードできます。ご利用には地区設定が必要です。お住いの地区、自治会を選択することで地区設定が行えます。

- ▶ごみ分別アプリでできること
 - ◆ごみ収集カレンダーの確認
 - ◆ごみの分別検索
 - ◆ごみ出し日の通知
 - ◆関市からのごみ収集に関する情報の受信
 - ◆その他関市のごみ収集に関する情報の確認



★お問い合わせ先

■ごみ分別帳・ごみの出し方や分別などに関して

- 環境課(関市役所)…0575-22-3131(代)
- 清掃事務所…0575-22-0314
- 武芸川事務所…0575-46-2311
- 武儀事務所…0575-49-2121
- 洞戸事務所…0581-58-2111
- 上之保事務所…0575-47-2001
- 板取事務所…0581-57-2111



関市 家庭系ごみ分別帳

可燃ごみ・不燃ごみの出し方について

可燃ごみ・不燃ごみを出すときは関市指定のごみ袋を使用し、それぞれ決められた日の朝8時30分までに自治会等で定められたごみステーションに出してください。ごみを袋に入れるときは袋の口からはみ出さないようにして、しっかり口を縛って出してください。

袋より大きいごみは粗大ごみになります。関市役所環境課または西部支所、各地域事務所で粗大ごみシールをご購入のうえ粗大ごみの日にお出しください。

リサイクル家電の捨て方

冷蔵庫・冷凍庫・テレビ・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機はリサイクル家電と呼ばれリサイクルすることとされています。このため、市では処分を行っていません。以下のいずれかの方法で処分してください。

①買い換えの場合、購入した店が分かる場合

買い換えた店や販売した店は、販売したものを引き取る義務がありますので、それぞれの店に引き取りをお願いしてください。
(家電リサイクル料金及び店が定める引取り料は必要です。)

②それ以外の場合

個人で郵便局にて家電リサイクル券用紙入手し、払込手続をする。

個人で直接、指定された場所へ搬入する。
指定引取場所は下のHPから検索できます。
<https://www.e-map.ne.jp/p/rkcsymap/>

収集運搬許可業者に引取りを依頼する。(有料)
業者については裏表紙「収集運搬許可業者一覧」をご確認ください。

収集運搬許可業者(株)中濃クリーンコンサルタントまたは(株)橋本)に家電リサイクル券用紙の入手から引取りまで一括して依頼する。(有料)

★家電リサイクル券の料金について

家電リサイクル券は家電のメーカーや大きさによって異なります。購入される際はメーカーや大きさなどを調べてから郵便局へ行ってください。



パソコン・ディスプレイの捨て方

ご家庭で不要になったパソコンやディスプレイは資源有効利用促進法に基づきリサイクルすることとなっています。パソコンメーカーが回収・リサイクルを行うため、処分する場合は各パソコンメーカーのホームページからお申し込みください。メーカーが不明もしくは倒産などにより無くなっている、また自作パソコンについては**(一社)パソコン3R推進協会(03-5282-7685)**までお問い合わせください。

▶回収の対象となる機器

- ・デスクトップパソコン ・ノートパソコン
- ・CRT(ブラウン管)ディスプレイ ・液晶ディスプレイ
- ・CRTディスプレイ一体型パソコン ・液晶ディスプレイ一体型パソコン



パソコンやディスプレイで縦15cm未満、横40cm未満、奥行30cm未満のものであれば使用済小型家電として拠点回収を行っています。回収場所は裏表紙「拠点回収場所」をご確認ください。

また、関市と協定を締結しているリネットジャパンリサイクル(株)では宅配便による自宅回収も行っています。詳しくは**リネットジャパンリサイクル(株)のHP**(<http://www.renet.jp/>)をご確認ください。